

岐阜県貨物自動車運送事業者脳健診受診促進事業費  
補助金交付要綱実施要領

令和2年4月1日制定

(目的)

- 1 この実施要領は、岐阜県貨物自動車運送事業者脳健診受診促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

(補助事業の実施手順)

- 2 補助事業は、次の手順により実施するものとする。

(1) 交付申請

補助事業者は、要綱第5条の規定により補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(2) 補助金の交付決定

知事は、交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の内容を確認し、この補助金の交付の目的が達成できると認めるときは、補助事業者に別紙様式1により内容を通知する。

(3) 承認手続等

ア 補助事業者は、次に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(ア) 岐阜県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第6条第1号の規定に基づき補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 規則第6条第2号の規定に基づき補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 規則第6条第3号の規定に基づき補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 知事は、補助事業者から要綱第7条第2項第1号に基づく申請書の提出があったときは、当該変更承認申請書の内容を確認し、変更内容が認められるときは、補助事業者に別紙様式2によりその内容を通知する。

(4) 遂行状況報告

要綱第9条の規定により事業遂行状況報告書の提出を要求する事業は事業期間が6カ月を超える事業とし、9月末日までの事業の遂行状況について、10月末日までに報告することとする。ただし、次の事業については、その限りではない。

(ア) 交付決定から1カ月未満の事業

(イ) 遂行状況報告日までに実績報告書を提出する事業

(5) 実績報告等

ア 知事は、実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了確認を行

い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別紙様式3により通知する。

イ 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を提出しなければならない。

ウ 知事は、補助事業者から補助金交付請求書の提出があったときは、内容を確認のうえ補助金を交付するものとする。

(消費税等の取り扱い)

- 6 要綱第4条第3項の規定による補助対象経費に消費税及び地方消費税の額が含まれる場合には、当該補助対象経費から消費税及び地方消費税の額を減額して交付申請しなければならない。

(補助金関係書類の整備)

- 7 補助事業の補助金関係書類については、他の会計と区分して整備すること。

(検査)

- 8 補助事業団体は、補助金の使途等について県の検査を受けなければならない。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

第 1 号様式

第 年 月 号  
日

様

岐阜県知事 印

年度岐阜県貨物自動車運送事業者脳健診受診  
促進事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 3 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県貨物自動車運送事業者脳健診受診促進事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

第 年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度岐阜県貨物自動車運送事業者脳健診受診  
促進事業費補助金の変更交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記補助金の変更承認申請については、申請のとおりこれを承認し、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、年 月 日付 第 号による交付決定を下記のとおり変更したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 変更の対象となった事業内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、年 月 日付け 第 号による交付決定通知のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 3 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県貨物自動車運送事業者脳健診受診促進事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

第 3 号様式

第 年 月 号  
日

様

岐阜県知事 印

年度岐阜県貨物自動車運送事業者脳健診受診  
促進事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金に  
ついては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県交付規則第 8 号）第 14  
条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

事業費：	円
補助対象経費：	円
確定補助金額：	円